

気をつけて!

### 架空請求

要注意!

全く身に覚えがない請求を、電話、手紙、メール、電報等で脅迫的に返済を迫る。法律事務所や裁判所などを名乗る場合もある。



気をつけて!

### 不当請求

面白い画像を送るよ!  
完全無料!

要注意!

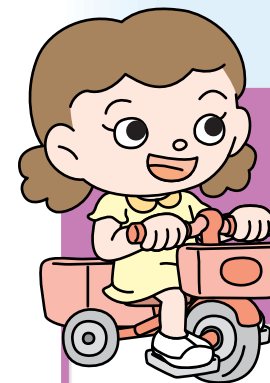
携帯電話の広告メールを開いただけで「登録料5千円を3日以内に支払え」と請求が来ることもある。事前に有料という表示もない。



## 消費生活センターに 相談しましょう

### 架空・不当請求 の 撃退法

- 1 利用していなければ、絶対支払わない
- 2 業者に絶対連絡しない
- 3 不審なメールは開かない
- 4 氏名、住所、学校名、勤務先、家族などの個人情報  
は聞かれても絶対に教えない
- 5 請求のはがき、封書などは証拠として保管しておく
- 6 不審に思ったらすぐ消費生活センターに相談する
- 7 脅迫を受けた場合は警察に相談する



悪質商法で被害にあったら  
すぐ電話で相談しましょう

目黒区消費生活センター  
☎03-3711-1140

相談受付時間

月曜～金曜 午前9:30～午後4:30